

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 18 日

熊本県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

高 齢 者 支 援 課

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の
取扱いに関する Q & A 及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害発生に関しては、「令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和 8 年 8 月 7 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、令和 8 年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて、別添 1 のとおり「令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関する Q & A」を作成しました。あわせて、市町村における利用料減免の取扱いの参考に供するため、別添 2 及び 3 のとおり介護保険の利用料減免の取扱要綱のイメージを作成しましたので、貴管内市町村への周知等よろしくお願いします。

なお、介護保険の利用料減免について、過去の災害時には、介護保険条例施行規則の改正等でご対応いただいた市町村があることは承知しており、市町村の実情を踏まえ、今般お示しした取扱要綱の改正等以外の対応を行っても差し支えない旨申し添えます。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係

電話：03-5253-1111（内線：2164、2260）

（QA 問 17）

厚生労働省老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内線：3985）

【別添 1】

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの
利用料の取扱いに関する Q & A

令和 8 年 8 月 18 日

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課

【利用料の還付について】

問 1 住家の全半壊等により、利用料の猶予・免除に該当する被災者が、介護サービス事業所において利用料の猶予の申立てをせず利用料を支払った場合、利用料は返還されるのか。

(答)

利用料の猶予・免除に該当する者がすでに介護サービス事業所（以下単に「事業所」という。）に利用料を支払っていた場合、当該被保険者が保険者に対して申請を行うことにより、当該保険者から、すでに支払った利用料に相当する額の還付を受けることができる。

還付の具体的な手続は、各保険者の判断によって、事業所から被保険者に対して還付すべき額を支払う方法を基本とすることも考えられる。この方法により還付を行う場合、各保険者は、事業所を経由する等の方法により各事業所に対して過誤申立や再請求の勧奨を行う。当該勧奨を受けた事業所は、国保連合会に対して過誤申立及び再請求を行うとともに、被保険者に対して還付すべき額を支払う。

問 2 利用料の還付手続にはどのような書類が必要になるか。

(答)

利用料の猶予・免除に該当する者がすでに事業所に利用料を支払っていた場合の還付手続に当たっては、保険者に還付申請書（様式 1 を参考）を提出する必要がある。なお、還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・ 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書（長期避難世帯については、保険者が不要と判断するときは必要としない）
- ・ 主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・ 主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書 ※ 1 か月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

なお、具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

※ 上記取扱いは、利用料免除証明書の交付が完了していない期間（利用料免除証明書の

発行の受付を開始していない期間を含む。)における取扱いとする。利用料免除証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、

- ①利用料免除証明書（市町村からの利用料免除証明書の交付を申請していないときには、利用料免除申請書とその添付書類）
 - ②事業所が発行した領収証等、すでに事業所に対して支払った利用料の金額が確認できる書類
- の両方を提出する必要がある。

問3 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

(答)

原則として、領収証により、すでに事業所に対して支払った利用料の金額を確認して還付する。

問4 領収証の紛失、または事業所が被災した場合等により、対象の被保険者が負担した利用料の金額の確認が取れない場合はどうなるのか。

(答)

領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等によりすでに支払った利用料の金額が確認できる書類を求める必要があるが、事業所が廃業している等の理由により、すでに支払った利用料の金額の確認が困難である場合は、事業所等に対して電話により確認を行うことやレセプト情報等により各保険者においてすでに事業所に対して支払った利用料の金額を計算することにより、還付すべき金額を確認する。

問5 猶予・免除の対象となる利用料はいつ時点からか。

(答)

令和8年熊本地震による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された日(現時点で適用されている10市10町1村について、令和8年7月28日)以降に受けたサービスに係る利用料が対象となる。

また、特別調整交付金による財政支援についても、同法が適用された日以降のサービス利用料について実施することを予定としている。

問6 7月分のレセプトにおける給付率の記載はどのようなになるのか。

(答)

ひと月分のレセプトには、1つの給付率しか記載できないため、7月サービス分全体の給付率が「100%」と記載されて事業者から国保連へ請求される。

なお、災害救助法適用日の前後でレセプトを分ける必要はない。

問7 高額介護(予防)サービス費の自己負担限度額以上の負担をした者から還付申請が行われた場合、利用料の猶予・免除と高額介護(予防)サービス費の支給のどちらが優先されるのか。また、審査支払機関から請求され、すでに高額介護(予防)サービス費として支出している場合は振替が必要なのか。

(答)

利用料の猶予・免除が優先される。また、すでに高額介護（予防）サービス費が支給されている場合は、利用料の免除として振り替えれば、財政支援の対象とする。

【利用料の猶予・免除に係る基準について】

問 8 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除を行ってよいのか。

（答）

災害救助法の適用市町村であって、利用料の猶予を行う意向を表明した市町村の被保険者であって、「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨」の申立てをしたものについては、利用料の猶予・免除の対象とすることとしており、具体的にどのような場合が「これに準ずる場合」に該当するか否かについては、対象となる住家の被災状況に鑑み、各保険者において、個別に判断いただいて差し支えない。

問 9 長期避難世帯は利用料の猶予・免除の対象となるのか。

また、長期避難世帯と認定されていない場合で、避難指示を受けている場合等は対象となるのか。

（答）

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、利用料の猶予の要件である「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、利用料の猶予・免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案した上で、猶予を行うことが必要であると判断する場合は、利用料の猶予・免除の対象として差し支えない。

問 10 要件の①で、「住家」となっているが、特養の施設入所者の住家は対象になるか。

（答）

生活の本拠としていた施設について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、各保険者において判断いただきたい。

問 11 災害救助法適用地域の施設入所者が、入所する施設が被災したことにより、別の施設に入所することになった場合にも対象となるか。

（答）

生活の本拠としていた施設について、全半壊やそれに準ずる被害を受けた場合と同程度の被災状況であるかについて、被保険者の経済的損失と生活環境の劇的な変化の観点から、最終的には各保険者において判断いただくこととなるが、被災した介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設等に避難している場合についても、対象となり得る。

問 12 被災した被保険者について、保険者が災害救助法の適用市町村ではない場合も利用料の減免の対象となるか。

（答）

保険者が災害救助法の適用市町村ではない場合であっても、各保険者の判断によっては利用料の減免の対象となり得る。ただし、各保険者が利用料の減免を行った場合における、国から各保険者に対する財政支援についての特例的な取扱いの対象については、過去の災害と同様、災害救助法が適用された市町村となるので留意いただきたい。

問 1 3 「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」の申立てをした者については、利用料の猶予・免除の対象とすることとしているが、「収入」には何が含まれるのか。失業手当は含まれるのか。

(答)

「現在収入がない」とは、失職前の給与収入が失われ、従前所得を保障するための失業手当や傷病手当金等も受給していないことをいう。したがって、義援金、児童手当、児童扶養手当、家賃収入、年金収入等は「収入」には含まれないが、失業手当は含まれる。

なお、収入金額や扶養家族の人数等を勘案し、十分な収入がないと各保険者が判断する場合は、当該基準に準ずるものとして柔軟に対応しても差し支えない。

また、失業手当の受給期間が終了した場合は、収入がなくなつたと認められるので、利用料の猶予・免除の対象となる。

問 1 4 被災による直接の被害はないが、被災した取引先が倒産したことにより、結果的に業務を廃止せざるを得なくなつた被保険者は、利用料の猶予・免除の対象となるか。

(答)

今回の被災と廃業等との間に個別具体的な因果関係があると判断できる場合は、利用料の猶予・免除を行って差し支えない。

問 1 5 主たる生計維持者が兼業農家であり、被災によって農業収入はなくなつたが、雇用は継続しているため給与収入がある場合は利用料の猶予・免除の対象となるのか。また、失職して給与収入は無くなつたが、事業は継続しており事業収入がある場合も同様か。

(答)

いずれの場合も利用料の猶予・免除を行って差し支えない。

問 1 6 令和 8 年熊本地震により「主たる生計維持者が重篤な傷病を負った旨」を判断するにあたり、震災と重篤な傷病との関連性についてはどのように判断すればよいか。

(答)

医師の診断書から令和 8 年熊本地震と傷病の関連性があることが読み取れる場合であれば、関連性を認めて差し支えない。

また、医師の診断書から令和 8 年熊本地震との関連性があることが読み取れなくても、震災後に新たに重篤な傷病を発症したと認められる場合又は発災前後で症状が悪化し重篤な傷病を負ったと認められる場合には、明らかに令和 8 年熊本地震との関連性が認められない場合を除き、重篤な傷病を負ったと判断して差し支えない。また、判断にあたり、必要に応じて家族等による申出や説明を求めることとして差し支えない。

なお、重篤な傷病とは、問2でお示ししているとおり、1か月以上の治療を有すると認められるものをいうことに留意いただきたい。

問17 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、猶予・免除の対象となるか。

(答)

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費についても、各保険者の判断により、利用者における自己負担額を猶予・免除することが可能である。これらの支払いの免除を行う場合、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に当たっては、利用者の自己負担額を含めた全額を審査支払機関等が施工業者に直接支給することが考えられる。また、各保険者は、事前申請を受け付ける際、当該利用者が猶予・免除の対象に当たるかについて確認を行うこと。

なお、利用者による住宅改修費の支給申請においては、領収書の添付を不要として差し支えないこととし、住宅改修に要した費用の確認等に当たっては、その他の書類を用いるなど、柔軟に対応いただきたい。

問18 「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）において列挙されていない介護サービスに係る利用料についても、猶予の対象となるか。

(答)

当該事務連絡では、各サービスの利用料に係る根拠規定を列挙しているが、これらの規定を準用する規定に基づくサービスや、いわゆる基準該当サービス等に係る利用料を猶予・免除の対象から除く趣旨のものではない。そのため、例えば、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護等に係る利用料についても、猶予の対象となる。

問19 利用料の猶予の対象者の要件を満たしていることを保険者が確認できている被保険者に対しても、事後的に利用料免除申請書の提出を求める必要があるか。

(答)

今般の利用料の猶予・免除の対応は、令和8年熊本地震の被害の大きさ等に鑑みた特例措置であり、被保険者や保険者の負担等の観点から、利用料免除申請書の提出を事後的に被保険者に求める必要はない。

【別添 2】(例 1) 利用料減免に係る取扱要綱を既に定めており、附則において特定非常災害における特例を定めている例

介護保険に係る利用料減免に関する要綱

第 1 条 (略)
(略)

附 則

第 1 条 (略)
(略)

(令和 8 年熊本地震による災害による被災者に対する特例の対象)

第○条 令和 8 年熊本地震により被災した要介護等被保険者でいずれかに該当する者については、特例の対象とする。

- (1) 令和 8 年熊本地震により住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 令和 8 年熊本地震により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (3) 令和 8 年熊本地震により主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 令和 8 年熊本地震により主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 令和 8 年熊本地震により主たる生計維持者が失職し、かつ、現在収入がない者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者として○○長【○○は市町村名】が認める者

(令和 8 年熊本地震による特例の内容)

第×条 前条の規定による特例の給付割合は、100 分の 100 とする。(食費の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用を除く。)

2 前条の規定による特例を適用する介護サービスは、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 11 月 30 日までに提供された介護サービスとする。

(令和 8 年熊本地震による特例の申請)

第△条 附則第○条の規定による特例の対象が第●条【本則：申請手続に係る規定】の規定による申請の手続きを行う場合の証明書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 附則第○条第 1 号に規定する者 り災証明書
- (2) 附則第○条第 2 号に規定する者 死亡診断書若しくは死体検案書又は 1 月以上の治療を要すると認める医師の診断書
- (3) 附則第○条第 3 号に規定する者 警察に提出した行方不明の届出の写し
- (4) 附則第○条第 4 号に規定する者 税務署に提出した廃業届又は異動届の写し
- (5) 附則第○条第 5 号に規定する者 雇用保険の受給資格証又は事業主等による証明書
- (6) 附則第○条第 6 号に規定する者 ○○長【○○は市町村名】が必要と認める書類

(利用者負担額の減免等)

第□条 ○○長【○○は市町村名】は、当該各号に定めるところにより減免もしくは免除することができる。

- (1) ○○県国民健康保険連合会からの介護給付費請求に係る報告に基づき、サービス事業者が請求する利用者負担額について、第○条に該当する本○○【市町村】要介護被保険者等に対

【別添２】（例１）利用料減免に係る取扱要綱を既に定めており、附則において特定非常災害における特例を定めている例

し、当該サービス事業者が請求を猶予したことを確認できる場合は、当該利用者負担額を免除することができる。

(2) 認定証をサービス事業者に提示し利用したもの。

【別添 3】（例 2）特定非常災害に関する利用料減免について、要綱を別途作成している例

令和 8 年熊本地震による被災者に係る介護保険利用者負担額免除の取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、令和 8 年熊本地震による災害（以下「令和 8 年熊本地震」という。）に係る〇〇【市町村名】介護保険条例施行規則（平成〇〇年〇〇【市町村名】規則第〇〇号。以下「規則」という。）第〇条及び第〇条【法第 50 条、法第 60 条を踏まえた居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の介護保険条例施行規則における根拠規定。1 条の場合は 1 条のみで可】の規定の適用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者負担額 法第 51 条第 1 項の「介護サービス利用者負担額」、法第 61 条第 1 項の「介護予防サービス利用者負担額」、特定福祉用具の購入に要した費用から当該費用につき支給された居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を控除した額及び住宅改修に要した費用から当該費用につき支給された居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を控除した額
- （2）介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（以下「認定証」という。） 本要綱に基づき、第 4 条に該当する本〇〇【市町村】要介護被保険者等に対し交付した証

（令和 8 年熊本地震に係る利用者負担額の減免等）

第 3 条 令和 8 年熊本地震によって規則第〇条又は第〇条のいずれか【居宅介護サービス費等の特例、介護予防サービス費等の額の特例の根拠規定。1 条の場合は 1 条のみで可】に該当することとなったことにより行う利用者負担額の減免については、〇〇要綱（【平成・令和】〇年〇月〇日・・・）【利用料減免に係る一般的な要綱・一般的な災害時に係る要綱】の規定にかかわらず、本要綱の定めるところによる。

（利用者負担額の減免の対象者及び減免割合）

第 4 条 〇〇【市町村名】介護保険被保険者のうち、利用者負担額の減免の対象者となる要介護被保険者等の要件及び減免割合は、別表第 1 に定めるところによる。

（利用者負担額の減免等）

第 5 条 〇〇長【〇〇は市町村名】は、次の各号に掲げる場合には、利用者負担額の減免を行うことができる。

- （1）〇〇県国民健康保険連合会からの介護給付費請求に係る報告に基づき、サービス事業者が請求する利用者負担額について、第 4 条に該当する本〇〇【市町村】要介護被保険者等に対し、当該サービス事業者が請求を猶予したことを確認できるとき。
- （2）認定証をサービス事業者に提示し利用したとき。

（利用者負担額の還付手続）

第 6 条 利用者負担額の減免の対象者が、減免の対象期間に、既に利用者負担額を負担している場合であって、その還付を受けようとする場合は、還付申請書に、次の各号のいずれかの書類を添付して申請しなければならない。ただし、公簿等において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

【別添３】（例２）特定非常災害に関する利用料減免について、要綱を別途作成している例

- （１）別表第１（１）の場合（長期避難世帯を除く） 罹災証明書
- （２）別表第１（２）の場合において主たる生計維持者が死亡した場合 死亡診断書又は警察の発行する死体検案書
- （３）別表第１（２）の場合において主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 医師の診断書
- （４）別表第１（３）の場合 警察に提出した行方不明の届出の写し等
- （５）別表第１（４）の場合 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
- （６）別表第１（５）の場合 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

第 7 条 前条の規定にかかわらず、認定証の交付が完了した場合は、次の各号の書類を添付して申請しなければならない。

- （１）認定証（市町村からの認定証の交付を申請していないときには、免除申請書とその添付書類）
- （２）介護サービス事業所等が発行した領収証等

（減免の対象期間）

第 8 条 第 4 条の規定による利用者負担額の減免は、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 11 月 30 日までに利用したものに限る。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は〇〇長【〇〇は市町村名】が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から実施し、令和 8 年 7 月利用分の介護報酬請求に係るものから適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

- 1 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用市町村に住所を有する本〇〇【市町村名】の要介護被保険者等（被災時に当該適用市町村に住所を有した者を含む）のうち、（１）～（５）のいずれかの申出を行ったもの

減免要件	減免割合
（１）令和 8 年熊本地震により、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨	1 0 0 分の 1 0 0
（２）令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨	
（３）令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者の行方が不明である旨	
（４）令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨	
（５）令和 8 年熊本地震により、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨	